

令和2年4月13日（月）
国土交通省関東地方整備局
河川部
荒川上流河川事務所
荒川下流河川事務所
二瀬ダム管理所

記者発表資料

「荒川水系河川整備計画（変更原案）」に対する公聴会の開催方法の変更について

関東地方整備局では、「荒川水系河川整備計画（変更原案）」を作成し、埼玉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策により書面開催と変更しましたのでお知らせします。

「荒川水系河川整備計画（変更原案）」は、以下の関東地方整備局ホームページに掲載しています。

関東地方整備局ホームページ 荒川水系河川整備計画

<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000028.html>

○公聴会の書面開催について

別添1「『荒川水系河川整備計画（変更原案）』に対する公聴会の書面開催について」を参照

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、埼玉県政記者クラブ、東京都庁記者クラブ、川越新聞記者会、さいたま市政記者クラブ、川口市記者クラブ、さいたま市地方記者クラブ、秩父記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL：048-601-3151（代表）

河川部 河川調査官

たかばたけ えいじ
高畑 栄治（内線3513）

「荒川水系河川整備計画(変更原案)」に対する公聴会の書面開催について

令和2年4月13日

関東地方整備局では、「荒川水系河川整備計画(変更原案)」を作成し、河川法第16条の2第4項に基づき埼玉県、東京都に在住する関係住民の皆様からご意見をお聴きする公聴会を開催することとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症対策により書面による開催とし以下の公述人募集要領(変更)によりご意見を発表いただける方(以下「公述人」という。)を募集します。

なお、関東地方整備局ではお聴きしたご意見を十分に検討したうえで、「荒川水系河川整備計画(変更案)」を作成させていただきます。

公述人募集要領(変更)

1. 意見募集の対象

「荒川水系河川整備計画(変更原案)」

2. 公述対象者

埼玉県、東京都に在住の方

3. 公述人募集期間

令和2年4月13日(月)～令和2年4月23日(木) 18:00必着
(郵送の場合は当日消印まで有効)

4. 応募方法

「荒川水系河川整備計画(変更原案)」に対して、公述を希望される場合には、別添の応募用紙(変更)にご記入いただくか、下記①から⑥までをご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記5.までご応募ください。

①氏名(ふりがな)

②住所

③電話番号

④携帯電話番号

⑤年代(20歳未満、20代、30代、40代、50代、60歳以上)

⑥意見の概要

※『応募用紙(変更)』(様式)を使用していない場合でも、応募用紙に記載される事項と同様の事項が記載されている場合には受付致します。

また、『応募用紙(変更)』のほかに、補足資料がある場合にはあわせて下記5.までご応募ください。

5. 応募先

○ご郵送の場合

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課

「荒川水系河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

048-600-1378

○電子メール

ktr-ara-plan@ktr.mlit.go.jp

件名に「荒川水系河川整備計画（変更原案）」公述人募集 事務局宛と明記ください。

6. 注意事項

- ①ご意見の概要はできるだけ400文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③電話でのご応募は受け付けておりません。
- ④上記2. 以外に在住の方のご応募は無効とします。また、期限までに到着しなかった場合についても無効とします。なお、上記4. に沿わない形で応募されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

7. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画

→ 荒川水系河川整備計画

→ 「荒川水系河川整備計画（変更原案）」に対する公聴会の書面開催について

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、以下の場所において、「公述人募集要領」、「応募用紙」及び「荒川水系河川整備計画（変更原案）」の概要の入手が可能です。また、「荒川水系河川整備計画（変更原案）」の縦覧を行っています。

- ・関東地方整備局文書閲覧室
（埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 合同庁舎2号館17階）
- ・荒川上流河川事務所 1階ロビー（埼玉県川越市新宿町3-12）
- ・荒川下流河川事務所 1階ロビー（東京都北区志茂5-41-1）

- ・二瀬ダム管理所 1階ロビー（埼玉県秩父市大滝3931-1）
- ・埼玉県県土整備部河川砂防課（埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1）
- ・東京都建設局河川部（東京都新宿区西新宿2-8-1）

8. 書面開催

いただいた「意見の概要」及び「補足資料」については4月27日（月）に関東地方整備局ホームページにて公表いたします。

国土交通省関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/>

→ 河川 → 社会資本整備 → 河川整備基本方針、整備計画

→ 荒川水系河川整備計画

→ 「荒川水系河川整備計画（変更原案）」に対する公聴会の書面開催について

<応募手続等に関する問い合わせ>

国土交通省関東地方整備局 河川部河川計画課 流域治水係

TEL：048-601-3151（代表）

応募用紙(変更)

(受付番号: _____)
受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

関東地方整備局長 あて

(ふりがな)

届出者 氏名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

携帯電話 _____

「荒川水系河川整備計画（変更原案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を応募される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号等を記入願います。
- 2 本応募用紙については、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に則り、「荒川水系河川整備計画（変更原案）」に対する意見聴取、統計処理のみに使用し、いただいた意見を使用する場合にも個人が特定出来ないように加工して使用します。

以下の部分について公表します

住所 _____ 都・県 _____ 市・区・町・村
 年代（○で囲んで下さい） 20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上

意見の概要

※楷書横書きで、できるだけ 400 文字以内で記載して下さい。